

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船舶職員法の一部改正に伴い、令和6年4月より、小型旅客船・遊漁船の船長に必要な「特定操縦免許」に関する制度改正が施行。

▶▶▶ 令和6年4月以降に特定操縦免許を取得する者から即時適用



特定操縦免許講習

- ・講習が8時間(学科4h、実技4h)以上追加
→ 合計15時間以上の課程に
- ・科目毎の修了試験(補講・再試有り)
- ・講習機関の登録権限は運輸局長に委任



履歴限定制度

- ・沿海区域以遠を航行した履歴 1年
- ・履歴限定時、小型旅客船等に船長として乗船可能な航行区域を平水区域に限定

▶▶▶ 既存の特定操縦免許受有者の取り扱い



経過措置 2年間

- ・2年間は現行免許のままで乗船可能
- ・新特定操縦免許に切り替えた時点で履歴限定制度の対象



移行講習

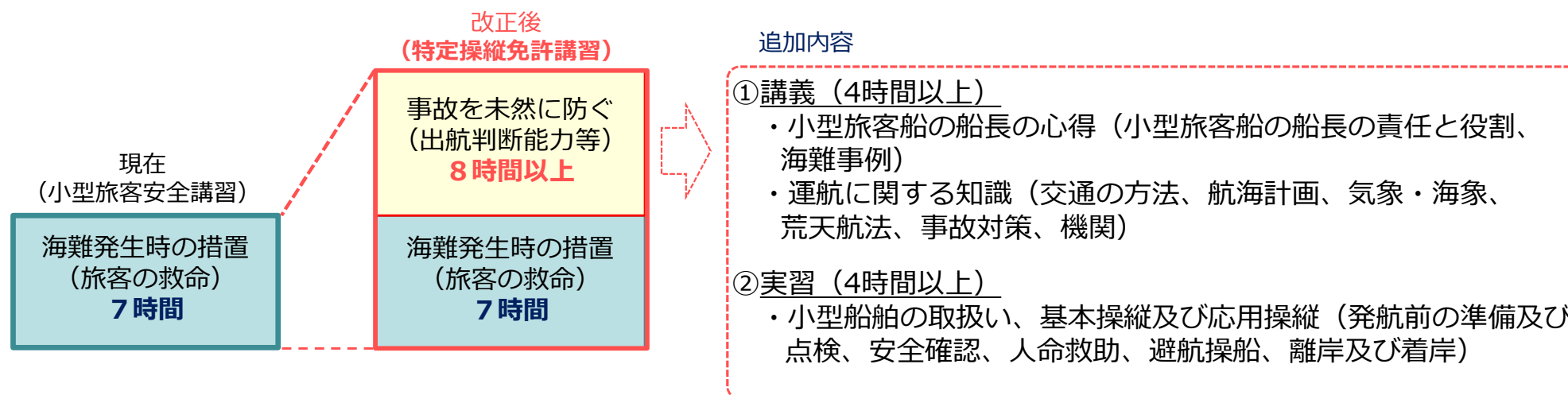
- ・特定操縦免許講習の拡充内容相当
- ・一定の乗船履歴で乗船実技科目を免除

- 小型旅客船の船長業務を行うにあたり必要な特定操縦免許の要件としている講習について、海難発生時の措置以外の内容を追加し、「**特定操縦免許講習**」とする。
- 告示で定める講習の課程について、旅客船の船長として特に重要な知識・技能の向上に資するものを**新たに取り入れる**とともに、修了の要件として**修了試験**を導入する。



講習課程の拡充

「事故を未然に防ぐ」観点から、講習内容に船長の心得や出航判断能力に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加する。



修了試験の導入

修了試験制度を創設し、修了試験に合格した者に対してのみ特定操縦免許を行うものとする。
なお、不合格の場合は、合格基準に達するまで補講及び再試験を行うこととする。

運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長の資質向上を図る観点から、沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長に、一定の乗船履歴を求めることとする。



必要な
乗船履歴

沿海区域※以遠を航行する 総トン数200トンまでの船舶
において 船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴
※限定沿海区域を含む。

1年以上



履歴限定
の内容

小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域

平水区域
のみ



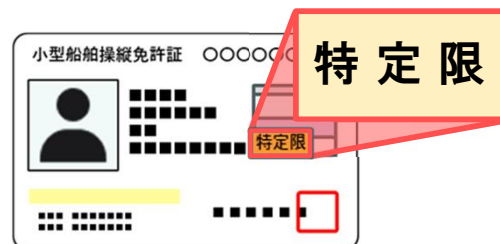
履歴の
計算・証明

船員手帳受有者・・・船員手帳上の雇入期間（有給休暇取得日数等を控除）
一括届出事業者・・・届出期間（対象外の船舶に乗船した日数等を控除）
遊漁船・・・遊適法に基づく乗務記録、実務経験証明書 等
その他証明方法・・・船舶所有者又は船長による乗船履歴証明書 等

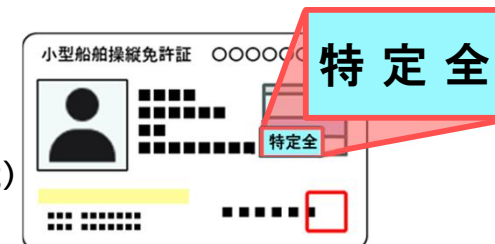
船長要件の確認（操縦免許証による確認方法）

※R6.4以降に交付されるものに限る。

履歴限定あり
(平水区域で乗船可能)



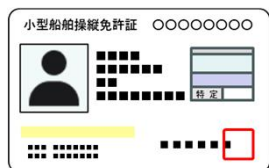
履歴限定なし
(全ての航行区域※で乗船可能)
※一級又は二級の操縦免許に
応じた区域内



改正法の施行日(令和6年4月1日)から2年間(令和8年3月31日まで)を経過措置期間とする。



施行日以前に取得された特定操縦免許の取り扱い



令和8年3月31日までに限り、特別な手続きをすることなく、全ての航行区域※において小型旅客船等に船長として乗船可能

※一級又は二級の操縦免許に応じた区域内

✓ 新特定操縦免許に切り替えた場合、経過措置期間中でもその時点で履歴限定の対象



移行講習

特定操縦免許講習

事故を未然に防ぐ
(出航判断能力等)
8時間以上

移行講習

既存の特定操縦免許受有者は、移行講習(今回拡充される内容部分)を修了することで新特定操縦免許に切り替えが可能

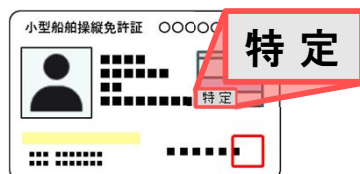
✓ 修了試験に合格した者にのみ修了証明書を交付

✓ 小型旅客船・遊漁船の船長としての乗船履歴を3か月有する者については乗船実技科目を免除

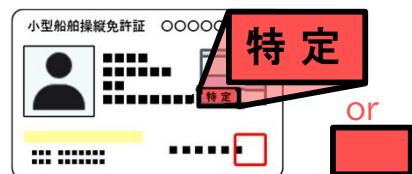


経過措置期間に切り替えを行わなかった者等の取り扱い

- ・移行講習を受講していない者が、経過措置期間中に免許証を更新した場合
 - ・経過措置期間中に免許の切り替えを行わなかった者が、経過措置期間終了後に免許証を更新した場合
- ✓ 「特定」の記載欄を赤色にした免許証を交付(経過措置期間終了後に更新した場合、「特定」の文字なし)



現行の免許証



更新後の免許証

or
文字なし

特定又は[]の免許証では、令和8年4月1日以降小型旅客船等に船長として乗船できない。

特定又は[]の免許証を有する者が経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受ける場合、救命科目は免除(実質、移行講習と同じ)。

今後の手続きについて

- 登録特定操縦免許講習機関にて移行講習を受講
- 講習の内容は学科4時間、実技4時間の計8時間
- 講習終了後に修了試験を実施し、合格となれば修了証明書を交付。

★20t未満の遊漁船・旅客船の船長としての乗船履歴が3ヶ月以上ある場合、講習の実技科目が免除可能

○実技免除を受けるために必要な書類

1. 乗船履歴証明書

2. 遊漁船業務規程の表紙及び別表第1の写し等（被証明者が船長として記載されているものに限る）

○新たな特定操縦免許では、一定の乗船履歴がない場合、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域が平水区域に限定されます。

○沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長となるためには、一定の乗船履歴を積むことにより限定解除を行う必要があります。

必要な乗船履歴

沿海区域以遠を航行する200トン未満の船舶における船長・航海士・甲板部員としての乗船履歴を1年(360日)以上

必要書類

本資料P8～P12に小型漁船および遊漁船の一般的な例を掲載

※1年以上の実務経験を以て遊漁船業務主任者に選任された方には特例がございます。(P12参照)

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。
必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

R6. 10. 11

- 船舶検査手帳の写し or 漁船の謄本 or
居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書
 - 第4号様式証明書(自己証明用)
 - a. マリーナ等の船舶管理者が追加証明を行う場合
→ 乗船していたことを明らかにしうる書類 (例: マリーナ等の管理記録、領収書等)
 - b. 所属する団体(漁業協同組合等)の長が追加証明を行う場合
→ 乗船していたことを明らかにしうる書類は不要
 - 当該船舶の乗組員(船長または甲板部員)として職務を行ったことを証明する書類
(例: 漁船の謄本、税務署に提出した『個人事業主のための開業届』等)
 - 証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績
 - 運航実績にて示した1か月分の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類※
(例: 漁獲報告等)
- ※「証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績」にて勤務の状況(乗船日、乗組員、漁場)を確認できる場合は出勤簿等の提出は不要
- 漁業法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事による漁業許可証の写し

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。
必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

- 船舶検査手帳の写し or 漁船の謄本 or
居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書
- 第3号様式証明書(一般用)
- 当該船舶の乗組員(船長または甲板部員)として職務を行ったことを証明する書類
(例:労働条件通知書、雇用契約書等)
- 証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績
- 運航実績にて示した1か月分の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類※
(例:漁獲報告等)
- ※「証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績」にて勤務の状況(運航日、乗組員、漁場)を確認できる場合は出勤簿等の提出は不要
- 漁業法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事による漁業許可証の写し

R6. 10. 11

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。
必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

R6. 10. 11

- 船舶検査手帳の写し or 漁船の謄本 or
居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書
 - 第4号様式証明書(自己証明用)
 - a. マリーナ等の船舶管理者が追加証明を行う場合
→ 乗船していたことを明らかにしうる書類(例: マリーナ等の管理記録、領収書等)
 - b. 所属する団体(遊漁船協同組合等)の長が追加証明を行う場合
→ 乗船していたことを明らかにしうる書類は不要
 - 当該船舶の乗組員(船長または甲板部員)として職務を行ったことを証明する書類
(例: 業務規程、税務署に提出した『個人事業主のための開業届』等)
 - 証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績
 - 運航実績にて示した1か月分の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類※
(例: 乗務記録、遊漁採捕量報告等)
- ※「証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績」にて勤務の状況(運航日、乗組員、漁場)を確認できる場合は出勤簿等の提出は不要
- 都道府県に提出した業務規程(表紙、別表1及び別表2) の写し

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。
必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

R6. 10. 11

- 船舶検査手帳の写し or 漁船の謄本 or
居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書
 - 第3号様式証明書(一般用)
 - 当該船舶の乗組員(船長または甲板部員)として職務を行ったことを証明する書類
(例:労働条件通知書、雇用契約書等)
 - 証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績
 - 運航実績にて示した1か月分の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類※
(例:乗務記録等)
- ※「証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績」にて勤務の状況(運航日、乗組員名、漁場)を確認できる場合は出勤簿等の提出は不要
- 都道府県に提出した業務規程(表紙、別表1及び別表2) の写し

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。
必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

R6. 10. 11

1年以上の実務経験を以て遊漁船業務主任者に選任された方については、
以下の書類により乗船履歴の証明をすることができる。

- 船舶検査手帳の写し or 漁船の謄本 or
居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書
- 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第4条第1項第2号の書面として都道府県に提出した遊漁船実務経験証明書の写し

※令和6年4月1日以前に都道府県に提出した実務経験証明書(旧様式)の場合は、実務経験証明書に記載の期間における航行区域が分かる書類(業務規程等)が必要となります。

特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書類 記載要領等

D ②	小型漁船
D ③	遊漁船

→ 第3号様式 特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(一般用)
又は第4号様式 特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(自己証明用)

<記入例> 第3号様式(一般用)の場合

第3号様式

特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書 (一般用)

(申請者)

氏 名	海技 華子	乗船 期間 中の 勤務 先	職 名	船長
本籍の都道府県名	北海道	名 称	MLIT 海運 (株)	
生年月日 (西暦)	1990 年 2 月 2 日	所 在 地	〇〇県××市△△1-2-3	
現 住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3	電話番号	XXX-XXX-XXXX	

地方運輸局長
運輸支局長 殿
海事事務所長

海技 華子 の乗船履歴は下表のとおり相違ないことを証明します。

(申請者名)

(証明者)

氏 名	山田 太郎
申請者との関係	雇主
現 住 所	〇〇県××市△△3-2-1
職 業	会社経営
勤務先	名 称 MLIT 海運 (株)
	所在地 〇〇県××市△△1-2-3
	電話番号 XXX-XXX-XXXX
	職 名 代表取締役社長

2024 年 5 月 30 日 (記名) 山田 太郎

乗船 順位	船舶名	船舶所有者	総トン数	航行する 区域	職名	乗船した年月日	下船した年月日	乗船期間
1	海技丸	山田太郎	19 トン	限定沿海	船長	2020 年 5 月 1 日	2020 年 9 月 30 日	5 月 0 日
2	〃	〃	〃	〃	〃	2021 年 5 月 1 日	2021 年 9 月 30 日	5 月 0 日
3	〃	〃	〃	〃	〃	2022 年 4 月 1 日	2023 年 3 月 31 日	9 月 0 日
4						年 月 日	年 月 日	年 月 日
5						年 月 日	年 月 日	年 月 日
6						年 月 日	年 月 日	年 月 日
7						年 月 日	年 月 日	年 月 日
8						年 月 日	年 月 日	年 月 日
※照合者認印		※（認定）		年 月 日		期間の合計 1 年 7 月 0 日		

ー乗船履歴のカウント方法ー

①乗船期間中の任意の1ヶ月間の運航実績が月20日以上ある場合

- ・ 漁業許可又は業務規程上の事業期間と雇用期間の重複期間を乗船期間としてカウント

(例)1年のうち5月～9月末の5ヶ月間に運航を行う船舶の船長として20年～21年まで乗船

乗船期間→5ヶ月×2=10ヶ月

②乗船期間中の任意の1ヶ月間の運航実績が月20日未満の場合

- ・ 事業許可等における事業期間と運航実績の割合(n/20)で算出した日数をカウント

(例)船長業務に1年間従事した船舶の、任意の1ヶ月の運航実績が15日

乗船期間→15/20×360日=270日

- ・ 30日を1ヶ月、360日を1年として扱います。

特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書類 記載要領等

D ②	小型漁船
D ③	遊漁船

→ 第3号様式 特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(一般用)
又は第4号様式 特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(自己証明用)

<記入例(表)> 第4号様式(自己証明用)の場合

第4号様式(表)

特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(自己証明書)

(申請者)

氏名	海技 華子	船名	船長
本籍の都道府県名	北海道	名称	MLT海運(株)
生年月日(西暦)	1990年2月2日	所在地	〇〇県××市△△1-2-3
現住所	東京都千代田区霞が関2-1-3	電話番号	XXX-XXX-XXXX

地方運輸局長 運輸支局長 海事事務所長	殿
---------------------------	---

私の乗船履歴は裏面記載のとおり相違ないで認定願います。

(申請者名) 海技 華子
(記 名) 海技 華子

【追加証明】

4. 特定操縦免許制度に係る乗船履歴の確認事務の取扱いについて(令和6年3月29日四海技第621号)第2.ロに規定する特段の事情により申請者が所属する団体が証明者する場合

証明者の氏名	田中 太郎	所属団体	名 称	●●旅客船協会
証明者との関係	所属旅客船協会		所 在 地	〇〇県●●市××1-2-3
証明者の現住所	〇〇県●●市△△1-2-3		電話番号	YYY-YYY-YYY
職 名	会長			

地方運輸局長 運輸支局長 海事事務所長	殿
---------------------------	---

当 〇〇旅客船協会 所属の 海技 華子 の乗船履歴は、裏面記載のとおり相違ないことを証明します。

(団体名) (申請者名)

2024 年 5 月 30 日 (記名) 田中 太郎

＜(令和6年3月29日国海技第621号) 2.口(一部抜粋)＞

(※マリーナ等による乗船履歴の証明が困難な特段の事情があると思われる場合であって、申請者が所属する団体(旅客船協会、漁業協同組合等)の長がその履歴を証明できるときは、マリーナ等による乗船履歴の証明に代えて、当該所属団体の長による証明を提出することができるものとする。))。

※マリーナ等…他の船舶所有者又は居住する市町村の長
若しくは係留施設の管理者

【追加証明】1～4のうち
該当する欄を使用
(該当しない欄は削除し
て使用する)

乗船履歴のカウント方法

①乗船期間中の任意の1ヶ月間の運航実績
が月20日以上ある場合

- ・ 漁業許可又は業務規程上の事業期間と雇用期間の重複期間を乗船期間としてカウント

(例)1年のうち5月～9月末の5ヶ月間に運航を行う船舶の船長として20年～21年まで乗船
乗船期間→5ヶ月×2=10ヶ月

②乗船期間中の任意の1ヶ月間の運航実績
が月20日未満の場合

- 事業許可等における事業期間と運航実績の割合($n/20$)で算出した日数をカウント

(例) 船長業務に1年間従事した船舶の、任意の1ヶ月の運航実績が15日
乗船期間→ $15/20 \times 360日 = 270日$

- ・ 30日を1ヶ月、360日を1年として扱います。

第4号様式（裏）

<記入例（裏）>

船舶 順位	船舶名	船舶所有者	総トン数	航行する 区域	職名	乗船した年月日	下船した年月日	乗船期間
1	海技丸	海技 華子	17 トン	限定沿海	船長	2020 年 5 月 1 日	2020 年 9 月 30 日	2020 年 5 月 0 日
2	〃	〃	〃	〃	〃	2021 年 5 月 1 日	2021 年 9 月 30 日	2021 年 5 月 0 日
3	MLIT 号	〃	19 トン	沿海	〃	2022 年 4 月 1 日	2023 年 3 月 31 日	2022 年 9 月 0 日
4						年 月 日	年 月 日	年 月 日
5						年 月 日	年 月 日	年 月 日
6						年 月 日	年 月 日	年 月 日
7						年 月 日	年 月 日	年 月 日
8						年 月 日	年 月 日	年 月 日
9						年 月 日	年 月 日	年 月 日
10						年 月 日	年 月 日	年 月 日
11						年 月 日	年 月 日	年 月 日
12						年 月 日	年 月 日	年 月 日
13						年 月 日	年 月 日	年 月 日
14						年 月 日	年 月 日	年 月 日
15						年 月 日	年 月 日	年 月 日
16						年 月 日	年 月 日	年 月 日
※照合者認印		※（認定）		年 月 日		期間の合計		1 年 7 月 0 日